

東灘処理場
汚泥処理施設改築更新等事業

消化ガス有効利用事業契約書（案）
(設計業務)
(修正版)

令和3年12月

神戸市

東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業
消化ガス有効利用事業契約書（案）（設計業務）

事業名	東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 消化ガス有効利用事業（設計業務）
事業場所	神戸市東灘区魚崎浜町 43-3（本場） 神戸市東灘区魚崎南町 2 丁目 1-23（管理本館）
事業期間 (設計業務)	契約締結日から令和 4 年 10 月 14 日

この事業について、発注者である「神戸市」（以下「甲」という。）と設計事業者である「〇〇〇〇〇〇〇」（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、事業契約（設計業務）（以下「本契約」という。）を締結する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記入押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 印

乙 [所在地]
[氏名] 印

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、次の各号のとおりとする。また、本契約において定義されていない用語については、要求水準書又は基本協定に定義された意味を有する。

- (1) 「基本協定」とは、甲及び優先交渉権者の間で締結された令和●年●月●日付東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業に関する基本協定書（その後の変更及び修正を含む。）をいう。
- (2) 「消化ガス有効利用設備」とは、施工事業者が消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運営業務）に基づき施工する施設、設備及び付属品等の全てをいう。
- (3) 「要求水準書」とは、本事業の公告において甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (4) 「募集要項」とは、本事業の公告において甲が公表した募集要項及びこれに対する質問回答をいう。
- (5) 「要求水準書等」とは、本事業の公告において甲が公表した要求水準書及び募集要項をいう。
- (6) 「提案図書」とは、本事業の応募に際し、乙その他の優先交渉権者が甲に提出した技術提案書一式をいう。
- (7) 「事業用地」とは、消化ガス有効利用事業を実施する土地として甲及び事業者の間で合意した土地をいう。
- (8) 「設計成果物（消化ガス有効利用設備）」とは、工事目的物の施工に係る設計業務の成果物又はそれらの一部をいう。
- (9) 「契約関係書類」とは、要求水準書等、提条件書等、提案図書の総称をいう。
- (10) 「前提条件書等」とは、設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類（甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。）をいう。

第2章 総則

(総則)

第2条 本契約は、甲及び乙の間で、契約関係書類に従って、消化ガス有効利用事業を円滑に実施するため、設計業務に必要な事項を定めることを目的とする。なお、乙は、本契約に基づく設計業務が完了した後も甲と消化ガス有効利用事業者（乙と消化ガス有効利用事業

者を総称して以下「事業者」という。) の間で消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)が締結された場合は、消化ガス有効利用事業者に対して、消化ガス有効利用事業が円滑に実施するために必要な協力をを行う。

(契約関係書類の適用関係)

第3条 甲及び乙は、本契約とともに、基本協定、前提条件書等、要求水準書等、提案図書に定める事項が適用されることを確認する。

2 基本協定、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書との間に齟齬がある場合、基本協定、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の順にその解釈が優先する。ただし、提案図書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案図書が要求水準書に優先する。

第3章 消化ガス有効利用事業の大要

(消化ガス有効利用事業の概要・事業範囲)

第4条 本事業は、東灘処理場(以下「本処理場」という。)の汚泥消化工程において、発生する消化ガスを事業者が甲より購入し、本処理場内に消化ガス有効利用設備を施工、工事監理し、維持管理・運営を行うこととする。

2 本事業は、契約関係書類に従い、事業者が適正かつ確実に実施し、甲は事業者による消化ガス有効利用事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置を講じる。

(消化ガス有効利用事業の事業方式)

第5条 事業者は、消化ガス有効利用設備を施工した後、維持管理・運営期間中、自ら所有・運営する。

2 事業者は、事業終了後に消化ガス有効利用設備を自らの負担により撤去する。

3 事業者は、消化ガス有効利用設備の設置に必要な事業用地等の使用に当たり、甲へ土地等の使用料を支払うこととする。また、事業者は事業用地等について、甲の行政財産の使用許可の申請を行い、その許可を受けることとし、毎年度、更新手続を行うものとする。

4 事業者は、消化ガス有効利用事業の遂行及び事業用地等の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

(費用負担及び事業者の資金調達)

第6条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、消化ガス有効利用事業の実施に必要な一切の費用(光熱水費を含む。)を負担し、消化ガス有効利用事業を実施するに当た

り必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

(事業者の収入)

第7条 本契約に基づき維持管理・運営事業者が実施する運営業務により得られる運営収入は、全て事業者の収入とする。

(事業期間)

第8条 消化ガス有効利用事業の事業期間は、次のとおりとする。

(1) 設計期間

本契約締結日（以下「設計業務開始予定日」という。）から令和4年10月14日

(2) 施工期間

消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運営業務）の締結日から令和6年3月31日

(3) 維持管理・運営期間

令和6年4月1日から令和26年3月31日

(4) 撤去期間

令和26年4月1日から令和26年10月31日

(法令等の遵守)

第9条 事業者は、消化ガス有効利用事業を実施するに当たり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

第4章 消化ガス有効利用設備の設計

(消化ガス有効利用設備の設計)

第10条 乙は、令和4年10月14日（以下「設計業務完了予定日」という。）までに、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で消化ガス有効利用設備の設計業務を完了しなければならない。

(設計に伴う各種調査)

第11条 乙は、必要に応じて、契約関係書類に記載された事業用地における測量、地盤調査その他関係する調査を実施しなければならない。

2 乙は、前項の調査を実施するにあたっては、調査着手前に調査計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 前項の調査業務を第三者に委託した場合は、乙は当該委託について全ての責任を負う。

- 4 乙は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。
- 5 乙の事前調査の誤り又は過失に起因して甲又は事業者に生じた損害、損失又は費用の一切を乙が負担する。

(設計に係る許認可及び届出)

第12条 乙は、消化ガス有効利用設備の設計に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。

2 甲は、乙からの要請があった場合は、乙の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行う。

(設計に関する甲のモニタリング)

第13条 甲は、適正かつ確実な整備を確保するため、隨時、消化ガス有効利用設備の設計成果物（消化ガス有効利用設備）の内容の確認及び業務実施状況の報告を求めることができる。

(設計の変更)

第14条 甲は、前条のモニタリングの結果、前提条件書等及び要求水準書等で定める要件を満足しないおそれがある場合又は甲が管理する他の施設の維持管理等に悪影響があると判断する場合は、乙に対して書面により消化ガス有効利用設備の設計変更を要求することができる。

2 乙は、前項に基づく設計変更要求を受領した場合は、速やかにその内容を検討し、甲に対し検討結果を通知しなければならない。

3 乙は、甲からの設計変更要求の内容に疑義がある場合は、甲に対して協議を申し入れることができる。

4 甲が第1項に基づき設計変更を要求したことを理由として、乙の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、甲が、設計及び施工・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

(設計成果物（消化ガス有効利用設備）等についての責任)

第15条 乙は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計成果物（消化ガス有効利用設備）の内容が契約関係書類の内容と一致しないことにより生じた増加費用及び損害賠償について責任を負う。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

2 前条及び前項により甲が負担すべき費用等の支払時期及び支払方法は、当該費用等の金額の確定後に予算措置等必要な手続を経ることを前提として、甲及び乙の協議により決定する。

(設計の完了)

第16条 乙は、消化ガス有効利用設備の設計が完成した後、速やかに設計成果物（消化ガス有効利用設備）を甲に提出しなければならない。また、甲は、必要があると認める場合、乙に説明を求めることができる。

2 甲は、前項に基づき提出された設計成果物（消化ガス有効利用設備）について、契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めたときは、速やかに乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の通知を受領した場合、自己の費用で速やかに当該不一致又は矛盾を是正するための措置を執り、甲の確認を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由の場合には、甲の負担とする。また、乙は、前項の通知の内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができる。

4 甲が第1項に基づき設計成果物（消化ガス有効利用設備）を受領したこと、第2項の通知をしないこと又は前項の確認をしたことのいずれを理由としても、乙の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、甲が、設計及び施工業務について、責任を負担するものではない。

(設計業務に第三者に及ぼした損害)

第17条 乙は、消化ガス有効利用施設の設計業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

(市による契約の終了)

第18条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了することができるものとする。

(1) 乙が第8条(1)に規定する設計業務開始予定日を経過したにもかかわらず、設計に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

(2) 前号に定めるほか、乙が本契約に違反し、甲が相当な期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。